

食の安全・安心対策関連法案

第1 食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案要

綱（案） →P2

第2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS

法）等の一部を改正する法律案要綱（案） →P5

1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正

- (1) 加工食品に係る原料原産地表示の義務化
- (2) 消費期限等の設定根拠に関する資料の提示等

2 食品衛生法の一部改正

- (1) 輸入に際しての安全性確保措置の届出の義務付け
- (2) 消費期限等の設定根拠に関する資料の提示等

3 健康増進法の一部改正

消費期限等の設定根拠に関する資料の提示等

第3 食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一

部を改正する法律案要綱（案） →P8

1 農林水産省設置法の一部改正

農林水産省の任務・所掌事務の見直し、食品安全庁の設置等

2 厚生労働省設置法の一部改正

1に伴う厚生労働省の所掌事務の見直し等

3 食品安全基本法の一部改正

食品安全委員会の組織の見直し

第1 食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案要

綱（案）

一 目的

この法律は、食品の安全性に対する国民の信頼が低下していること、食品の表示等に関する問題が多数発生していることその他の食品をめぐる最近の諸事情にかんがみ、食品に関する情報提供を促進し消費者の食品の選択等に資するとともに、食品に関する事故等が発生した場合に迅速かつ適確に対応するための措置の実施の基礎とするため、食品情報管理伝達システムについて必要な事項を定めることによりその導入を促進し、もって消費者の利益の増進及び食品関連産業の健全な発展を図ることを目的とするものとする。 (1条関係)

二 定義

「食品情報管理伝達システム」とは、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階における食品に関する情報を追跡し、及び遡及することができるシステムをいうものとする。 (2条1項関係)

三 食品情報管理伝達基準の作成

農林水産大臣は、一の目的を達成するため、食品の種類を指定して、これについての食品情報管理伝達基準を定めるものとする。 (3条1項関係)

四 食品情報管理伝達計画に係る認定等

1 食品情報管理伝達計画に係る認定

食品生産者等及び外国食品生産者等は、当該食品生産者等及び外国食品生産者等に係る食品について、単独で又は共同で行おうとする食品情報管理伝達システムの導入に関する計画（以下「食品情報管理伝達計画」という。）を作成し、これを登録認定機関に提出して、当該計画が当該食品に係る食品情報管理伝達基準に適合するものである旨の認定を受けることができるものとする。 (5条1項関係)

2 食品情報管理伝達計画の記載事項

食品情報管理伝達計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (5条2項関係)

- ① 対象となる食品
- ② 対象となる食品に係る食品供給行程並びにその各段階に係る食品生産者等及び外国食品生産者等の氏名又は名称及び住所
- ③ 対象となる食品に係る食品供給行程の各段階において記録する事項（以下「食品情報記録事項」という。）、その記録の方法及びその記録の保存期間
- ④ 食品情報記録事項を公表する食品生産者等の氏名又は名称及び当該食品生産者等が行う公表の方法
- ⑤ 食品情報管理伝達表示を付する食品生産者等又は外国食品生産者等（以下「食品情報管理伝達表示者」という。）の氏名又は名称
- ⑥ 食品情報記録事項の記録及びその保存並びに公表（以下「食品情報記録事項の記録等」という。）並びに食品情報管理伝達表示の表示を適確に実施するための体制

3 食品情報管理伝達計画の変更等

- (1) 認定を受けた食品生産者等及び外国食品生産者等は、当該認定に係る食品情報管理伝達計画を変更しようとするときは、登録認定機関の認定を受けなければならないものとする。 (7条1項関係)
- (2) 登録認定機関は、認定に係る食品情報管理伝達計画（以下「認定食品情報管理伝達計画」という。）に従って食品情報記録事項の記録等又は食品情報管理伝達表示の表示が行われていないと認めるときその他の農林水産省令で定めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。 (7条2項関係)

五 食品情報管理伝達表示

食品情報管理伝達表示者は、当該計画に係る食品又はその包装、容器若しくは送り状に、当該食品に係る食品情報管理伝達計画が認定を受けたものであることを示す農林水産省令で定める方式による特別の表示（以下「食品情報管理伝達表示」という。）を付することができるものとする。 (8条関係)

六 登録認定機関

食品情報管理伝達計画に係る認定を行う登録認定機関について、登録の基準、登録の更新、登録の取消し、秘密保持義務等に関する規定を設けるものとする。 (第4章関係)

七 食品情報管理伝達表示の保護

1 食品情報管理伝達表示の禁止

何人も、五による場合を除くほか、食品又はその包装、容器若しくは送り状に食品情報管理伝達表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとする。 (25 条関係)

2 改善命令

農林水産大臣は、食品情報管理伝達表示者の行う食品情報管理伝達表示が適当でないと認めるときは、当該食品情報管理伝達表示者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は食品情報管理伝達表示の除去若しくは抹消を命ずることができるものとする。 (26 条 1 項関係)

八 資金の確保等

国及び地方公共団体は、食品情報管理伝達システムの導入を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (28 条関係)

九 罰則等

1 報告及び立入検査

農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関、認定食品情報管理伝達計画に係る食品生産者等に対し、報告を求め、又は立入検査をすることができるものとする。 (29 条関係)

2 罰則

食品情報管理伝達表示の真実性を確保するため、罰則に関する規定を設けるものとする。 (第 7 章関係)

十 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則 1 条関係)

2 その他

その他必要な規定の整備を行うものとする。

第2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の 一部を改正する法律案要綱（案）

第1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正

一 加工食品の原料原産地の表示関係

- 1 飲食料品の品質に関する表示事項に関し、農林水産大臣が製造業者等が守るべき基準を定めるものとされている事項として、加工食品の主要な原料又は材料の原産地を明記するものとする。こと。（19条の13第1項関係）
- 2 農林水産省令で定める規模に満たない製造業者等が、飲食料品を製造し、もしくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合には、当分の間、加工食品の主要な原料又は材料の原産地を表示しなくてもよいものとする。こと。（改正法附則3条関係）

二 消費期限等の表示関係

農林水産大臣が定めた基準により消費期限又は賞味期限を表示しなければならないこととされている飲食料品については、その表示を行う者は、当該表示の裏付けとなる科学的かつ合理的な根拠を示す資料を作成してこれを保存するとともに、一般消費者等の求めがあるときは、当該資料を提示しなければならないものとする。こと。（19条の13の2関係）

第2 食品衛生法の一部改正

一 輸入食品等に係る安全性の確保関係

- 1 輸入に際しての安全性確保措置の届出
 - (1) 食品等を輸入しようとする者は、当該食品等に係る安全性確保措置の内容を、厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。こと。（27条1項関係）
 - (2) (1)の「安全性確保措置」とは、次の①から④に掲げる措置その他の輸入される食品等について安全性を確保するための措置をいうこと。（27条2項関係）
 - ① 外国食品等製造施設（外国にある食品等の製造又は加工の施設をいう。）における食品等の製造又は加工の方法について、食品等を輸

入しようとする者と外国において食品等の製造又は加工を行う者との間で締結した契約に基づき、当該輸入しようとする者が必要に応じて実地の調査を行うことができることとされており、現に実地の調査が実施されていること。

- ② 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の外国における食品供給の行程の各段階における食品に関する情報を追跡し、及び遡及するための措置が講じられていること。
- ③ 外国食品等製造施設における食品の製造又は加工の過程において、製造又は加工の方法等につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられていること。
- ④ 外国食品等製造施設における衛生管理の方法等について、厚生労働省の国際食品調査官による調査を受けていること。

2 安全性確保措置の実施状況を考慮した検査命令の発出

食品衛生上の危害の発生を防止するための食品等の輸入者に対する検査命令発出の要否を判断するに当たっての考慮事項として、「安全性確保措置の実施状況」を明記するものとする。 (26条3項関係)

二 消費期限等の表示関係

厚生労働大臣が定めた基準により消費期限又は賞味期限を表示しなければならないこととされている飲食料品については、その表示を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該表示の裏付けとなる科学的かつ合理的な根拠を示す資料を作成してこれを保存するとともに、一般消費者等の求めがあるときは、当該資料を提示しなければならないものとする。 (19条3項関係)

第3 健康増進法の一部改正

一 消費期限等の表示

特別用途食品について、消費期限又は賞味期限を表示しなければならないことを明記するものとする。 (26条5項)

二 消費期限の設定根拠に関する資料の提示等

消費期限又は賞味期限を表示するに当たっては、特別用途表示をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該表示の裏付けとなる科学的かつ合理的な根拠を示す資料を作成してこれを保存するとともに、一般消費者等の求めがあるときは、当該資料を提示しなければならないものとする。

ること。(26条6項)

第4 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第1の一に係る部分については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(改正法附則1条関係)

二 加工食品の原料原産地表示の義務付けに関する経過措置

加工食品の原料原産地表示の義務化(第1の一に係る部分の施行日)から1年を経過した日以前に製造され、加工され、又は輸入される加工食品に関する表示については、加工食品の主要な原料又は材料の原産地を表示しなくてもよいものとする(改正法附則2条関係)。

第3 食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案要綱（案）

第1 農林水産省設置法の一部改正

一 農林水産省の任務の見直し

食品の安全性の確保を新たに農林水産省の任務とするものとする。こと。
(3条関係)

二 農林水産省の所掌事務の見直し

一に伴い、①飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する、
②販売の用に供する食品衛生法に規定する食品等の取締りに関すること等を新たに農林水産省の所掌事務に追加するものとする。こと。(4条関係)

三 食品安全庁の設置

1 食品安全庁の設置等

(1) 農林水産省の外局として、食品安全庁を置くものとする。こと。(23条関係)

(2) 食品安全庁の長は、食品安全庁長官とするものとする。こと。(24条)

2 食品安全庁の任務

食品安全庁は、食品の安全性の確保を図るとともに、消費者の食品に関する合理的な選択に寄与することを任務とするものとする。こと。(25条関係)

四 食品安全審議会の設置

1 食品安全庁に、食品安全審議会を置くものとする。こと。(27条1項関係)

2 食品安全審議会は、食品衛生法、農薬取締法等の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。こと。(27条2項関係)

五 施設等機関の設置

1 施設等機関

(1) 食品安全庁に施設等機関として、食品等検疫所を置くものとする。こと。(28条1項)

(2) 現行の植物防疫所、動物検疫所は、(1)の食品等検疫所に統合するものとする。こと。

- 2 食品等検疫所の事務
食品等検疫所は、以下の①から③の事務をつかさどるものとする。
(28条2項)
 - ① 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行う事務
 - ② 輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究等の事務
 - ③ 輸出入動物その他の物に対する家畜伝染病予防法の規定による輸出入検査及びこれに基づく措置等の事務

六 地方支分部局等の設置

- 1 食品安全庁に、地方支分部局として、地方食品安全局を置くものとする。
(28条の2第1項関係)
- 2 地方食品安全局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方食品安全事務所を置くものとする。
(28条の3第1項関係)

第2 厚生労働省設置法の一部改正

第1の一（農林水産省の任務の見直し）、第1の二（農林水産省の所掌事務の見直し）等に伴い、厚生労働省の所掌事務等について、見直しを行うものとする。

第3 食品安全基本法の一部改正

一 食品安全委員会の委員数及び委員の任命

- 1 食品安全委員会の委員数等
 - (1) 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、委員11人（現行7人）をもって組織するものとする。
(28条1項関係)
 - (2) 委員のうち4人（現行3人）は、非常勤とする。
(28条2項関係)
- 2 委員の任命
委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者、消費者の利益の保護について理解のある者及び食品関連事業について経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。
(29条1項関係)

二 科学委員会の設置

- 1 科学委員会の設置等
 - (1) 委員会に、科学委員会を置くものとする。
(35条の2第1項)

- (2) 科学委員会は、委員会の指示を受けて、食品健康影響評価及び委員会の事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うものとする。 (35条の2第2項)
- 2 科学委員会の組織
 - (1) 科学委員の委員数等
 - ① 科学委員会は、科学委員20人以内で組織するものとする。 (35条の3第1項)
 - ② 科学委員は、非常勤とする。 (35条の3第2項関係)
 - (2) 科学委員の任命
 - 科学委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、委員会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命するものとする。 (35条の4第1項関係)
 - (3) 科学委員長
 - 科学委員会に科学委員長を置き、委員長の指名する科学委員がこれに当たるものとする。 (35条の5第1項関係)
 - (4) 専門委員
 - ① 科学委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができるものとする。 (36条1項関係)
 - ② 専門委員は、学識経験のある者のうちから、委員会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命するものとする。 (36条2項関係)

第4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第3については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (改正法附則1条関係)。